

損害賠償の範囲 宅建 H22-06-1 <<#496>>

【問】 正誤をつけよ。

債権者は、債務の不履行によって通常生ずべき損害のうち、契約締結当時、両当事者がその損害発生を予見していたものに限り、賠償請求できる。

【答え】 誤り

<<ポイント>> 損害賠償の範囲

- 1 債務の不履行に対する損害賠償の請求は、これによって**通常生ずべき損害**の賠償をさせることをその目的とする。**(通常損害)**
- 2 **特別の事情によって生じた損害**であっても、**当事者がその事情を予見すべきであったとき**は、債権者は、その賠償を請求することができる。**(特別損害)** (民法 416 条)

原則：**通常損害** ⇒ **予見は不要**

例外：**特別損害** ⇒ 「当事者がその事情を**予見すべきであったとき**」に請求できる